

口座開設に関する規定

1. ブロック長・エリア長・委員長以外は国連支援交流協会名義の通帳を作成することはできないこととする。
2. 1 ブロック・エリア・委員会で複数の銀行・郵便局口座を所持することはできないこととする。
3. 口座を開設するには例会でその旨を報告し、会員の承認を得なければならないこととする。

附 則

この規約は平成18年3月1日より施行する。

住環境整備支援事業部 推進事務局

〒581-0037 大阪府八尾市太田 5-119

TEL 0729-49-2106 FAX 0729-49-3994